

2020年12月8日

株 主 各 位

東京都豊島区南池袋一丁目10番13号

株式会社ETSホールディングス

取締役社長 三 森 茂

第105期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第105期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年12月22日（火曜日）午後5時45分までに到着するようにご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年12月23日（水曜日）午前10時【受付 午前9時30分 開始】
2. 場 所 東京都新宿区大久保二丁目8番3号
東京都電設工業企業年金基金会館 2階 大会議室
(末尾記載の[株主総会会場ご案内図]をご参照ください。)

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。
何卒ご理解いただけますよう、お願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項

1. 第105期（2019年10月1日から2020年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第105期（2019年10月1日から2020年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://ets-holdings.co.jp/>）に掲載させていただきます。
 - ◎ 当社は、法令及び定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://ets-holdings.co.jp/>）に掲載しておりますので、株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の連結注記表②計算書類の個別注記表株主総会招集ご通知提供書面に記載されている連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。

株主の皆様へ

新型コロナウイルス感染防止の対応について

新型コロナウイルス感染防止の観点から、当社では、以下の対応を実施させていただきますので、事情ご賢察のうえ、ご理解並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 当社の対応について

本株主総会に出席する当社役員及び運営スタッフは、検温等を含め体調を確認したうえで参加いたします。また、マスク着用等の感染防止対策を十分にとったうえで対応させていただきます。

2. 株主様へのお願い

- ・感染による影響が大きいとされるご高齢の方、基礎疾患のある方、妊娠中の方、乳幼児をお連れの方は特に慎重なご判断をお願いいたします。

3. ご来場いただく株主様へのお願い

- ・ご来場いただく株主様におかれましては、当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用や会場入口でのアルコール消毒等の感染予防対策にご協力いただきますようお願い申し上げます。
- ・当日は、受付前に検温を実施し、37.5度以上の発熱が確認された場合は、ご入場をお断りすることがございますので、予めご了承ください。
- ・会場内は席の間隔を十分に広げて、座席数を減らす予定です。満席の場合は、ご入場をお断りすることがございますので、予めご了承ください。
- ・会場にて体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフがお声がけをさせていただきますことがございますので、予めご了承ください。

今後の感染状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://ets-holdings.co.jp/>）でお知らせいたしますのでご確認ください。

事業報告

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、2020年に入り、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により、経済活動の停滞や個人消費が落ち込むなど大変厳しい状況が続きました。今なお新型コロナウイルス感染症の終息が見通せず、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

建設業界におきましては、公共投資は比較的堅調に推移しているものの、民間設備投資は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、受注環境は厳しさを増しております。

このような状況の中、当社グループは、工事量と利益確保の経営方針を継続し、営業活動の積極的な展開と、労働生産性の向上をはじめとした原価の低減に努めるとともに、新型コロナウイルス禍の影響を最小限に留めてまいりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

【電気工事業】

(送電事業部門)

送電事業においては、発注元である電力業界を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、発電コストの上昇等による送配電設備に対するコスト削減の要請は大変厳しくなっております。

そのような中、東北電力ネットワーク株式会社の発注工事を中心に受注の確保に全力を尽くしましたが、受注高は22億3千万円（前連結会計年度比13.3%減）となりました。売上高は手持工事の進捗を進めた結果、20億1千9百万円（前連結会計年度比2.3%増）となりました。

(設備事業部門)

設備事業においては、メガソーラー発電所工事及び特別高圧変電所工事に注力しましたが、一部、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、受注高は18億2千万円（前連結会計年度比43.7%減）となりました。売上高は手持工事の進捗を順調に進めた結果、30億6百万円（前連結会計年度比11.7%増）となりました。

【建物管理・清掃業】

(建物管理・清掃事業部門)

建物管理・清掃業においては、修繕工事の獲得等において厳しい競争環境下にあり、販売費及び一般管理費の削減に努めたものの、当連結会計年度の売上高は6億7千5百万円（前連結会計年度比21.0%減）、セグメント損失（営業損益）は0百万円（前連結会計年度は2百万円のセグメント利益）となりました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の受注高は、40億5千1百万円（前連結会計年度比30.2%減）、売上高は57億円（前連結会計年度比3.3%増）となりました。

また、利益については、売上高の増加に対して売上総利益が若干低下したことなどにより、営業利益は1億4千8百万円（前連結会計年度比7.7%減）、経常利益は1億5千6百万円（前連結会計年度比2.9%減）となり、法人税等調整額を△3千2百万円計上したことにより親会社株主に帰属する当期純利益は1億5千1百万円（前連結会計年度比39.7%増）となりました。

企業集団の受注高及び売上高

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度受注高	当連結会計年度売上高
電 気 工 事 業	4,051	5,025
建物管理・清掃業	—	674
合 計	4,051	5,700

(注) 1. 当社グループでは、電気工事業以外は受注生産を行っておりません。
2. 事業区分間の取引については、相殺消去しております。

当社の受注高及び売上高

(単位：百万円)

区 分		前事業年度 繰 越 高	当事業年度 受 注 高	当事業年度 売 上 高	次事業年度 繰 越 高
電 気 工 事 業	送電事業部門	1,477	2,230	2,019	1,689
	設備事業部門	2,698	1,820	3,006	1,512
合 計		4,176	4,051	5,025	3,201

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 102 期 (2017年 9 月期)	第 103 期 (2018年 9 月期)	第 104 期 (2019年 9 月期)	第 105 期 (当連結会計年度) (2020年 9 月期)
売 上 高	5,497	6,241	5,518	5,700
経 常 利 益	432	180	160	156
親会社株主に帰属する当期純利益	203	105	108	151
1 株当たり当期純利益	31.89円	16.50円	17.05円	23.83円
総 資 産	3,649	4,110	4,024	4,487
純 資 産	2,075	2,148	2,225	2,348

- (注) 1. 「1 株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
2. 「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第104期の期首から適用しており、第103期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となります。

②当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 102 期 (2017年 9 月期)	第 103 期 (2018年 9 月期)	第 104 期 (2019年 9 月期)	第 105 期 (当事業年度) (2020年 9 月期)
受 注 高	4,977	4,930	5,802	4,051
完 成 工 事 高	4,773	5,261	4,665	5,025
経 常 利 益	398	206	154	149
当 期 純 利 益	486	163	104	146
1 株当たり当期純利益	76.43円	25.59円	16.41円	23.08円
総 資 産	3,527	4,032	3,956	4,429
純 資 産	2,053	2,185	2,257	2,376

- (注) 1. 「1 株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
2. 「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第104期の期首から適用しており、第103期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となります。

(6) 対処すべき課題

国内経済は、緩やかな回復基調で推移したものの、2020年に入り、新型コロナウイルス感染症の世界規模での流行の影響を受け、経済活動の停滞や個人消費が落ち込むなどにより、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属する建設業界におきましては、公共投資は底堅く推移しているものの、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、民間設備投資を中心に受注環境が厳しさを増しております。

一方、エネルギー需要においては、持続可能な社会、脱炭素社会の実現に向けて世界的なCO2削減、ESG投資に流れが進んでおり、今後ますます公共機関や民間における再生可能エネルギー、省エネルギーの普及が高まってくるものと想定されます。

このような状況のなか、当社グループは、引き続き主力事業の更なる強化を図るとともに、関連する分野への挑戦、お客様のニーズにお応えできる当社独自の

提案営業を積極的に展開し、受注・売上の確保・拡大を図ってまいります。

そのために、若手技能工の採用や、熟練技能工から若手社員への技術承継などによる既存社員の技術水準の底上げを図り高度な施工技術力を維持向上するなどにより、競争力を高め、良質な設備投資案件の受注に注力し、企業体質の一層の強化に取り組んでまいります。より強い企業となるためになすべき施策は限りがありません。このことを肝に銘じ、なお一層の努力を続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞより一層のご支援とご協力を心からお願い申し上げます。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

親会社等	属性	親会社等の議決権所有割合	主要な事業内容
アムス・インターナショナル株式会社	親会社	33.27 %	サブリース事業
徳原 榮 輔	—	14.12 %	—
アムスホテルズ株式会社	—	4.71 %	旅館業
株式会社カンナリゾートヴィラ	—	4.71 %	旅館業
ハウス建装株式会社	—	4.71 %	建設業

(注) 1.親会社等の議決権所有割合の計算は、2020年9月30日時点の自己株式62個を除いた総議決権数63,666個を用い、小数点第3位以下を切り捨てております。

2.当子会社である株式会社東京管理は、通常の商取引により親会社より建物維持管理を受注しております。

アムス・インターナショナル株式会社の所有する当社議決権の割合が33.27%、及び共同保有者である同社代表取締役を務める徳原榮輔氏の所有する当社議決権の割合が14.12%、徳原榮輔氏が代表取締役を務める株式会社カンナリゾートヴィラの所有する当社議決権の割合が4.71%、アムス・インターナショナル株式会社の100%出資会社のアムスホテルズ株式会社の所有する当社議決権割合が4.71%、同じく100%出資会社のハウス建装株式会社が4.71%、合計で当社議決権の割合が61.53%となり、当社の親会社に該当することになります。

アムス・インターナショナル株式会社は、サブリース事業、不動産流通事業を営んでおります。

② 重要な子会社の状況

当社の重要な子会社は、次の1社であります。

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社東京管理	30百万円	100%	建物管理・清掃業

③ 重要な企業結合の成果

当社の企業集団は、上記②記載の連結子会社1社であります。当連結会計年度の売上高は57億円（前連結会計年度比3.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1億5千1百万円（前連結会計年度比39.7%増）となりました。

(8) 主要な事業内容 (2020年9月30日現在)

建設業：株式会社 E T S ホールディングス

電 気 工 事 業	(国土交通大臣許可	特定－30・第2837号)
鋼 構 造 物 工 事 業	(国土交通大臣許可	特定－30・第2837号)
土 木 工 事 業	(国土交通大臣許可	特定－30・第2837号)
とび・土工工事業	(国土交通大臣許可	特定－30・第2837号)
建 築 工 事 業	(国土交通大臣許可	特定－30・第2837号)
大 工 工 事 業	(国土交通大臣許可	特定－30・第2837号)
左 官 工 事 業	(国土交通大臣許可	特定－30・第2837号)
石 工 事 業	(国土交通大臣許可	特定－30・第2837号)
屋 根 工 事 業	(国土交通大臣許可	特定－30・第2837号)
タイル・レンガ・ブロック工事業	(国土交通大臣許可	特定－30・第2837号)
鉄 筋 工 事 業	(国土交通大臣許可	特定－30・第2837号)
板 金 工 事 業	(国土交通大臣許可	特定－30・第2837号)
ガ ラ ス 工 事 業	(国土交通大臣許可	特定－30・第2837号)
防 水 工 事 業	(国土交通大臣許可	特定－30・第2837号)
内 装 仕 上 工 事 業	(国土交通大臣許可	特定－30・第2837号)
熱 絶 縁 工 事 業	(国土交通大臣許可	特定－30・第2837号)
建 具 工 事 業	(国土交通大臣許可	特定－30・第2837号)
解 体 工 事 業	(国土交通大臣許可	特定－1・第2837号)
管 工 事 業	(国土交通大臣許可	特定－2・第2837号)
塗 装 工 事 業	(国土交通大臣許可	一般－30・第2837号)
消 防 施 設 工 事 業	(国土交通大臣許可	一般－30・第2837号)
測 量 業	(国土交通大臣登録	(7)－19407号)

建設業：株式会社東京管理

建 築 工 事 業 (都知事許可 特定－29・第139653号)

建物管理業：株式会社東京管理

マンション管理業者 (国土交通大臣 (3)第030385号)

一級建築士事務所 (東京都 第50433号)

消 防 設 備 業 (豊島消防署 第7号)

(9) 主要な事業所 (2020年9月30日現在)

建設業：株式会社 E T S ホールディングス

イ. 本 社 (東 京 都 豊 島 区)

ロ. 事業本部 東北送電事業本部 (宮 城 県 仙 台 市)

ハ. 事業部 中部送電事業部 (愛 知 県 名 古 屋 市)

二. 営業所 関西営業所 (大 阪 府 大 阪 市)

石 巻 営 業 所 (宮 城 県 石 巻 市)

建物管理業：株式会社東京管理

本 社 (東 京 都 豊 島 区)

(10) 従 業 員 の 状 況

① 企業集団の従業員数 (2020年9月30日現在)

従 業 員 数	前連結会計年度末比
161 名	増 5 名

(注) 従業員数には、非常勤顧問 (1 名) は含んでおりません。

② 当社の従業員数 (2020年9月30日現在)

区 分	従 業 員 数	前事業年度末比	平 均 年 令	平均勤続年数
男 性	122 名	増 8 名	38.0 才	7.9 年
女 性	17	0	37.6	5.9
合計又は平均	139	増 8	38.0	7.6

(注) 1. 従業員数には、非常勤顧問(1名)は含んでおりません。
2. 平均年令、平均勤続年数は、非常勤顧問(1名)及び常勤嘱託(9名)を含んでおりません。

(11) 主要な借入先 (2020年9月30日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株式会社 きらぼし銀行	240百万円
株式会社 徳島大正銀行	190百万円
株式会社 三井住友銀行	100百万円
株式会社 八十二銀行	100百万円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2020年9月30日現在)

株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 19,500,000 株
(2) 発行済株式の総数 6,375,284 株
(3) 株 主 数 8,956 名
(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
アムス・インターナショナル株式会社	2,118,500	33.26
徳 原 榮 輔	899,200	14.11
アムスホテルズ株式会社	300,000	4.71
株式会社カンナリゾートヴィラ	300,000	4.71
ハウス建装株式会社	300,000	4.71
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	101,300	1.59
第一生命保険株式会社	79,200	1.24
鎌 田 和 樹	66,800	1.04
深 井 方 子	55,300	0.86
松 本 敬	48,500	0.76

(注) 表中の持株比率の計算は、2020年9月30日時点の自己株式数6,277株を除いた総株式数6,369,007株を用い、小数点第3位以下を切り捨てております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 株式会社の新株予約権等に関する事項

(1)当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2)当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3)その他の新株予約権等の状況

名称	第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名
新株予約権の数	6,000個
新株予約権の行使時の払込金	1株あたり878円
新株予約権の行使期間	2024年1月1日から2030年1月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 878円 資本組入額 439円
新株予約権の行使の条件	2023年9月期から2025年9月期までのいずれかの期において営業利益が500百万円を超過した場合
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については当社取締役会の決議による承認を要する

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2020年9月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	三 森 茂	
取 締 役	榑 原 範 昭	電力インフラ事業本部長兼東北送電事業本部付
取 締 役	徳 原 博 光	営業本部長
取 締 役	松 井 一 彦	管理本部長
取 締 役	宮 沢 忠 彦	関谷・宗像法律事務所
取 締 役	山 本 修 三	マリタックス法律事務所
常勤監査役	佐 藤 隆	
監 査 役	吉 野 寛 記	アムス・インターナショナル株式会社
監 査 役	西 片 大	税理士法人グローバル・パートナーズ代表社員 株式会社グローバル・パートナーズ・コンサルティング取締役
監 査 役	佐 野 洋 二	MO5 合同法律事務所 株式会社西銀座デパート社外監査役

- (注) 1. 2019年12月20日開催の第104期定時株主総会において取締役山本 修三、三枝 利行、川久保 隆幸の3氏が新たに取締役に、吉野 寛記氏が新たに監査役に選任され、就任いたしました。
2. 2019年12月20日開催の第104期定時株主総会において取締役中澤 文雄、宮崎 貞の両氏は任期満了により退任いたしました。
3. 取締役三枝 利行、川久保 隆幸の両氏は、一身上の都合により2020年7月31日付けで退任いたしました。

4. 取締役宮沢 忠彦、山本 修三の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 監査役西片 大、佐野 洋二の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
6. 当社は取締役宮沢 忠彦氏、取締役山本 修三氏、監査役西片 大氏及び監査役佐野 洋二氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に独立役員届出書を提出しております。
7. 監査役西片 大氏は公認会計士、税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 監査役佐野 洋二氏は弁護士の資格を有し、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役でない取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	10 名 (5 名)	52,945 千円 (18,900 千円)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	4 名 (2 名)	10,848 千円 (4,008 千円)
合 計	14 名	63,793 千円

- (注) 1.期末在籍の役員の人数は、取締役6名(社外取締役2名含む)及び監査役4名(社外監査役2名含む)であります。
- 2.期末在籍の使用人兼務取締役3名を含む当事業年度に在任していた使用人兼務取締役4名の使用人給与額は18,186千円であり、上記一覧表の「報酬等の額」には含めておりません。
- 3.1993年12月22日開催の第78期定時株主総会決議において、取締役の報酬限度額を月額1,700万円以内、監査役の報酬限度額を月額170万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況
取 締 役	宮沢 忠彦	関谷・宗像法律事務所
取 締 役	山本 修三	マリタックス法律事務所
監 査 役	西片 大	税理士法人グローバル・パートナーズ 代表社員 株式会社グローバル・パートナーズ・コンサルティング 取締役
監 査 役	佐野 洋二	MO S 合同法律事務所 株式会社西銀座デパート 社外監査役

- (注) 1.当社と関谷・宗像法律事務所とは事業上の取引はありません。
- 2.当社とマリタックス法律事務所とは事業上の取引はありません。
- 3.当社と税理士法人グローバル・パートナーズ及び株式会社グローバル・パートナーズ・コンサルティングとは事業上の取引はありません。
- 4.当社とMO S 合同法律事務所とは事業上の取引はありません。

② 特定関係事業者との関係

特記すべき事項はありません。

③ 主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	宮 沢 忠 彦	当該事業年度開催取締役会14回全てに出席しております。主にコーポレートガバナンス・コンプライアンス等に対して独立役員として中立の見地からの発言を行っております。
取 締 役	山 本 修 三	当該事業年度開催取締役会11回全てに出席しております。主にコーポレートガバナンス・コンプライアンス等に対して独立役員として中立の見地からの発言を行っております。
取 締 役	三 枝 利 行	当該事業年度開催取締役会9回中8回に出席しております。主にコーポレートガバナンス・コンプライアンス等に対して独立役員として中立の見地からの発言を行っております。
取 締 役	川久保 隆 幸	当該事業年度開催取締役会9回全てに出席しております。主にコーポレートガバナンス・コンプライアンス等に対して独立役員として中立の見地からの発言を行っております。
監 査 役	西 片 大	当該事業年度開催取締役会14回中10回に出席しております。また、当該事業年度開催監査役会14回中10回に出席し、主に公認会計士、税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
監 査 役	佐 野 洋 二	当該事業年度開催取締役会14回全てに出席しております。また、当該事業年度開催監査役会14回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

④ 当社の報酬等の額及び当社の親会社等又は当社親会社等の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

	人 数	報 酬 等 の 額	親会社等又は当該親会社等の 子会社からの役員報酬等の額
社外役員の報酬等の総額	7名	22,908千円	一千円

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人グラヴィタス

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--------------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 15,000千円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭
その他財産上の利益の合計額 | 15,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

- ③ 監査役会は会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当であることを確認のうえ、報酬等を同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、1992年に《企業理念》及び《行動指針》を制定し、企業活動の指針としています。この指針に基づいて取締役及び使用人一人一人が法令を遵守し、倫理観をもって行動することに努めておりますが、今後さらに徹底します。

また社会の秩序や当社グループ及びその役員・社員に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書規程」により、取締役の職務の執行に係る情報（取締役会議事録及び稟議書など）を文書又は電磁的媒体に記録し、保存します。また常時これらを閲覧できるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社を含むグループ全体のリスク管理の基礎として、「リスク管理規程」の定めにより「リスク管理委員会」を設置し、リスクの未然防止、迅速に対応する体制を構築します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、原則として取締役会を月1回以上開催し、また、必要に応じて臨時取締役会を開催して、重要な項目について審議し、意思決定を行っています。また、事業部会議、部長会を定期的に開催し、各部門の目標達成に向け、具体策を討議及び立案のうえ実行しています。

(5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に従い、子会社の管理及び指導を行うとともに、《企業理念》に基づき企業集団の業績向上、事業の発展を目指しています。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、内部監査室の要員に対し、補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとします。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

上記の補助する従業員の人事異動・懲戒処分には、監査役会の承認を得るものとします。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役は取締役会に監査役の出席を求め、報告します。
- ② その他取締役から監査役に報告する事項が生じた場合は必要に応じて報告します。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役社長・監査法人とそれぞれ必要に応じて意見交換会を開催します。

(10) 信頼性のある財務報告を確保するための体制

信頼性のある財務報告を確保するため「内部統制実施基準」を制定し、内部統制システムの整備状況及び運用状況を経営者自らが評価し、不備については適時に是正する体制を構築します。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上に掲げた内部統制システムに関して、以下の具体的な取組を行っております。

① 反社会的勢力排除に対する取組

当社は、反社会的勢力に対しては、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会及び地区警察特殊暴力防止対策協議会に加入し、講習会等により情報収集を行っています。また、適宜反社会的勢力に対する情報を社内で共有しております。また、取引先を対象とする調査を適宜行い、基本契約又は覚書を締結し、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の反社会的勢力防止条項を盛り込み、反社会的勢力の排除に努めております。

② 損失の危機の管理に対する取組

内部統制に関する委員会を定期的に行き、リスクの見直しを行っております。

③職務執行の適正性及び効率的に行われている事に対する取組

業務分掌規程の改定及び業務執行部門責任者の任命は、取締役会にて実施しており、組織の改廃等に応じて適宜実施しております。また、経営に係る重要な意思決定は、毎週行われる経営会議による審議を経て取締役会に附議しております。取締役6名のうち2名は社外取締役、監査役4名のうち2名は社外監査役で構成されており、社外取締役、社外監査役は取締役会に出席し、随時必要な意見の表明を行っており、経営監視機能の客観性及び中立性は十分確保されております。また、監査役4名は内部監査部門及び会計監査人と密接に連携し、監査の有効性・効率性を高めております。

④コンプライアンスに対する取組

当社グループでは、入社時の社内研修での教育等の研修や教育の機会を利用し、コンプライアンス教育を行い、法令及び社内規定を遵守するための取組を継続的に行っております。

⑤当社グループにおける業務の適正性に対する取組

当社グループに関しては、適宜開催される会議において報告事項並びに目標の進捗状況の確認を行うとともに、経営方針の徹底及び重要な情報の伝達を行っております。

内部監査部門は、各業務執行部門及びグループ会社の監査を定期的に監査し、その結果を代表取締役に報告し、指摘事項の改善状況等を管理しております。

⑥監査役の監査が実効的に行われる事に対する取組

監査役は原則毎月開催の取締役会に出席し、業務の意思決定並びに業務の執行状況について、法令・定款に違反していないかなどのチェックを行うとともに監査役監査を定期的に行っております。

監査役と内部監査部門及び監査法人は、それぞれ必要に応じて意見交換会を開催しております。また、監査役から業務補助を行うスタッフの要請が有った場合、職務執行の補助要員を配置します。

各監査役は、監査役業務補助スタッフへ直接指揮命令を行うことができます。また、当社及びグループ会社の役員、社員等（グループ各社の監査役を含む。以下同じ）は、当社の内部統制に関する事項について重要事項が生じた場合、担当窓口に対し報告するものとします。報告者に対しては、報告を理由とした不当な取扱いが行なわれないよう「公益通報者保護規程」に従い運用いたします。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) この事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,841,210	流 動 負 債	1,713,382
現 金 預 金	2,629,772	工 事 未 払 金	840,909
受取手形・完成工事未収入金等	970,785	短 期 借 入 金	200,000
未 成 工 事 支 出 金	105,345	1年内返済予定の長期借入金	87,600
未 収 消 費 税 等	137,061	未 払 法 人 税 等	31,006
そ の 他	21,389	未 払 消 費 税 等	9,846
貸 倒 引 当 金	△23,143	未 成 工 事 受 入 金	455,592
固 定 資 産	646,156	賞 与 引 当 金	12,670
有 形 固 定 資 産	500,638	完 成 工 事 補 償 引 当 金	760
建 物 ・ 構 築 物	83,220	そ の 他	74,997
機 械 ・ 運 搬 具	70,301	固 定 負 債	425,264
工 具 器 具 ・ 備 品	19,074	長 期 借 入 金	362,500
土 地	328,042	退 職 給 付 に 係 る 負 債	52,719
無 形 固 定 資 産	2,872	再評価に係る繰延税金負債	6,163
投 資 そ の 他 の 資 産	142,645	そ の 他	3,880
投 資 有 価 証 券	50,000	負 債 合 計	2,138,646
繰 延 税 金 資 産	59,521	純 資 産 の 部	
そ の 他	33,375	株 主 資 本	2,521,285
貸 倒 引 当 金	△151	資 本 金	989,669
		資 本 剰 余 金	763,694
		利 益 剰 余 金	769,861
		自 己 株 式	△1,940
		その他の包括利益累計額	△176,165
		土 地 再 評 価 差 額 金	△176,165
		新 株 予 約 権	3,600
		純 資 産 合 計	2,348,720
資 産 合 計	4,487,367	負 債 及 び 純 資 産 合 計	4,487,367

連結損益計算書

(2019年10月1日から)
(2020年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高	5,025,975	5,700,318
不 動 産 管 理 売 上 高	674,343	
売 上 原 価	4,254,216	4,758,751
不 動 産 管 理 売 上 原 価	504,535	
売 上 総 利 益	771,759	941,567
不 動 産 管 理 売 上 総 利 益	169,807	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		793,328
営 業 利 益		148,238
営 業 外 収 益	50	13,501
受 取 利 息	10,804	
助 成 金 収 入	1,800	
匿 名 組 合 投 資 利 益	846	
そ の 他		5,563
営 業 外 費 用	5,500	
支 払 利 息	63	
そ の 他		156,176
経 常 利 益		
特 別 損 失	825	825
固 定 資 産 除 却 損		
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		155,351
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	36,208	
法 人 税 等 調 整 額	△32,608	3,600
当 期 純 利 益		151,750
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		151,750

連結株主資本等変動計算書

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2019年10月1日残高	989,669	763,694	649,955	△1,940	2,401,379
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△31,845		△31,845
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			151,750		151,750
株主資本以外の項目の 当年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	—	—	119,905	—	119,905
2020年9月30日残高	989,669	763,694	769,861	△1,940	2,521,285

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純 資 産 合 計
	土地再評価差額金	その他の包括 利益累計額合計		
2019年10月1日残高	△176,165	△176,165	—	2,225,214
当連結会計年度変動額				
剰 余 金 の 配 当				△31,845
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				151,750
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額（純額）			3,600	3,600
当連結会計年度変動額合計	—	—	3,600	123,505
2020年9月30日残高	△176,165	△176,165	3,600	2,348,720

貸 借 対 照 表

(2020年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,658,056	流 動 負 債	1,649,521
現 金 預 金	2,522,857	工 事 未 払 金	809,035
完 成 工 事 未 収 入 金	894,223	短 期 借 入 金	200,000
未 成 工 事 支 出 金	105,289	1年内返済予定の長期借入金	87,600
未 収 消 費 税 等	137,061	未 成 工 事 受 入 金	455,592
未 収 入 金	4,203	未 払 法 人 税 等	30,232
そ の 他	16,473	未 払 費 用	29,201
貸 倒 引 当 金	△22,052	預 り 金	5,693
固 定 資 産	771,877	賞 与 引 当 金	12,670
有 形 固 定 資 産	500,017	完 成 工 事 補 償 引 当 金	760
建 物 ・ 構 築 物	83,220	そ の 他	18,735
機 械 ・ 運 搬 具	69,928	固 定 負 債	403,877
工 具 器 具 ・ 備 品	18,825	長 期 借 入 金	342,500
土 地	328,042	退 職 給 付 引 当 金	51,333
無 形 固 定 資 産	2,021	再評価に係る繰延税金負債	6,163
電 話 加 入 権	437	そ の 他	3,880
ソ フ ト ウ ェ ア	1,584	負 債 合 計	2,053,399
投 資 そ の 他 の 資 産	269,838	純 資 産 の 部	
関 係 会 社 株 式	180,000	株 主 資 本	2,549,099
繰 延 税 金 資 産	59,168	資 本 金	989,669
そ の 他	30,670	資 本 剰 余 金	763,694
		資 本 準 備 金	247,417
		そ の 他 資 本 剰 余 金	516,277
		利 益 剰 余 金	797,675
		そ の 他 利 益 剰 余 金	797,675
		繰 越 利 益 剰 余 金	797,675
		自 己 株 式	△1,940
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△176,165
		土 地 再 評 価 差 額 金	△176,165
		新 株 予 約 権	3,600
		純 資 産 合 計	2,376,534
資 産 合 計	4,429,933	負 債 及 び 純 資 産 合 計	4,429,933

損 益 計 算 書

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
完 成 工 事 高	5,025,975
完 成 工 事 原 価	4,254,259
完 成 工 事 総 利 益	771,716
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	622,563
営 業 利 益	149,152
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 配 当 金	52
助 成 金 収 入	5,504
そ の 他	691
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	5,483
そ の 他	62
経 常 利 益	149,855
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	825
税 引 前 当 期 純 利 益	149,029
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	34,563
法 人 税 等 調 整 額	△32,522
当 期 純 利 益	146,989

株主資本等変動計算書

(2019年10月1日から
2020年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	自己株式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金		
2019年10月1日残高	989,669	247,417	516,277	763,694	682,531	△1,940	2,433,955
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					△31,845		△31,845
当 期 純 利 益					146,989		146,989
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純 額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	115,144	—	115,144
2020年9月30日残高	989,669	247,417	516,277	763,694	797,675	△1,940	2,549,099

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純 資 産 合 計
	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
2019年10月1日残高	△176,165	△176,165	—	2,257,790
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△31,845
当 期 純 利 益				146,989
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純 額)			3,600	3,600
当期変動額合計	—	—	3,600	118,744
2020年9月30日残高	△176,165	△176,165	3,600	2,376,534

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年11月20日

株式会社 E T S ホールディングス
取締役会 御中

監査法人グラヴィタス

京都府京都市

指定社員 公認会計士 藤本 良治 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 圓岡 徳樹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ETSホールディングスの2019年10月1日から2020年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ETSホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年11月20日

株式会社 E T S ホールディングス
取締役会 御中

監査法人グラヴィタス

京都府京都市

指定社員 公認会計士 藤本 良治 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 圓岡 徳樹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ETSホールディングスの2019年10月1日から2020年9月30日までの第105期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年10月1日から2020年9月30日までの第105期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人グラヴィタスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人グラヴィタスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年11月24日

株式会社 E T S ホールディングス 監査役会

常勤監査役	佐 藤 隆
監査役	吉 野 寛 記
社外監査役	西 片 大
社外監査役	佐 野 洋 二

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への継続的な安定配当の実施と、競争力及び財務体質の強化に不可欠な内部留保の確保を勘案の上、業績及び経営環境に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。

第105期につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類 : 金銭といたします。

(2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

: 当社普通株式1株につき金5円 配当総額31,845,035円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日 : 2020年12月24日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員6名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
1	ミツモリ シゲル 三 森 茂 (1949年1月21日生) 《再任候補者》	1978年5月 マルミ電気株式会社 代表取締役社長 1986年11月 株式会社東京管理サービス（現アムス・インターナショナル株式会社）入社 1992年3月 株式会社東京管理（現アムス・インターナショナル株式会社）専務取締役 2005年9月 アムス・インターナショナル株式会社 代表取締役社長 2012年7月 当社 顧問 2012年12月 代表取締役社長(現任) 現在に至る	16,000株
■取締役候補者とした理由 三森 茂氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたり会社経営者として経営に携わっており、豊富な経験に基づき、当社グループの事業成長と企業価値向上に向けた戦略の実現を図るとともに、当社グループ全体の監督を行うことに適していると期待したからであります。			

番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
2	サカキハラ ノリアキ 榊 原 範 昭 (1955年8月17日生) 《再任候補者》	1978年 4 月 当社入社 外線部 工事課 1981年 4 月 大阪支社(現 関西営業所) 外線課 1991年 4 月 名古屋支社 (現 中部送電事業部) 電力課副長 1999年 11月 名古屋支社 (現 中部送電事業部) 工事課長 2010年 4 月 名古屋支社 (現 中部送電事業部) 副支社長兼工事課長 2011年 4 月 仙台支社 (現 東北送電事業本部) 副支社長 2012年 12月 執行役員 仙台支社長 2016年 12月 取締役仙台送電事業部長 2017年 12月 取締役東北送電事業本部長 2019年 12月 取締役電力インフラ事業本部長兼東北送電事業本部付 (現任) 現在に至る	4,300株
■取締役候補者とした理由 榊原 範昭氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたり当社送電部門の業務に従事しており、また、役員として経営に携わっており、その豊富な経験に基づき、当社グループ事業の成長を図ることに適していると期待したからであります。			
3	カトウ ノリアキ 加 藤 慎 章 (1974年6月14日生) 《新任候補者》	2000年 4 月 中部電力株式会社 入社 2007年 8 月 日本GE株式会社 入社 2016年 2 月 ソネディックス・ジャパン株式会社 入社 2017年 5 月 ソネディックス・ジャパン株式会社 ヴァイスプレジデント 2018年 8 月 GCLニューエナジー・ジャパン株式会社 入社 CEO (首席代表) 2020年 9 月 当社入社 営業本部長 兼 企画室長 (現任) 現在に至る	－ 株
■取締役候補者とした理由 加藤 慎章氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたり電力会社や再生可能エネルギー事業運営会社などに勤務しており、また、役員として経営に携わっており、当社グループ事業の成長を図ることに適していると期待したからであります。			

番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
4	ミヤザワ タダヒコ 宮 沢 忠 彦 (1945年7月30日生) 《再任候補者》 社外取締役候補者	1973年 4 月 検事任官（東京地方検察庁） 1997年 9 月 法務省官房施設課長 2000年 6 月 最高検察庁 2001年 1 月 富山地方検察庁 検事正 2002年10月 熊本地方検察庁 検事正 2004年 4 月 長野地方検察庁 検事正 2012年 5 月 日本公証人連合会 会長 2015年 8 月 弁護士登録 2015年 9 月 関谷・宗像法律事務所（現任） 2015年12月 当社 取締役（現任） 現在に至る	一 株
■社外取締役候補者とした理由 宮沢 忠彦氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり検察官として奉職し、豊富な経験と識見を有しており、コンプライアンス面も含め当社社外取締役として、当社経営に有益なご意見やご指摘をいただけることを期待したからであります。 また、一般株主との利益相反の恐れはなく、独立役員の属性に適しており、一般株主の保護に資するとの考えから、当社は、同氏を独立役員として届け出ており、引き続き独立役員とする予定であります。			
5	ヤマモト ショウゾウ 山 本 修 三 (1949年1月1日生) 《再任候補者》 社外取締役候補者	1976年 4 月 検事任官（東京地方検察庁） 1997年 7 月 法務省官房施設課長 2003年 9 月 和歌山地方検察庁 検事正 2005年 4 月 水戸地方検察庁 検事正 2006年12月 さいたま地方検察庁 検事正 2017年 5 月 日本公証人連合会 会長 2019年 3 月 弁護士登録 2019年 3 月 マリタックス法律事務所（現任） 2019年12月 当社 取締役（現任） 現在に至る	一 株
■社外取締役候補者とした理由 山本 修三氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり検察官として奉職し、豊富な経験と識見を有しており、コンプライアンス面も含め当社社外取締役として、当社経営に有益なご意見やご指摘をいただけることを期待したからであります。 また、一般株主との利益相反の恐れはなく、独立役員の属性に適しており、一般株主の保護に資するとの考えから、当社は、同氏を独立役員として届け出ており、引き続き独立役員とする予定であります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者宮沢 忠彦、山本 修三氏の両候補者は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者宮沢 忠彦氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
4. 社外取締役候補者山本 修三氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、宮沢 忠彦氏、山本 修三氏と会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。当社は、本議案において各氏が選任され就任した場合、当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役佐藤 隆氏、西片 大氏、佐野 洋二氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位	所有する当社の株式の数
1	サ ト フ タカシ 佐 藤 隆 (1951年3月12日生) 《再任候補者》	1969年3月 東京地方検察庁入庁 1997年4月 東京区検察庁刑事部刑事事務課長 2007年4月 高知地方検察庁事務局長 2010年4月 長野地方検察庁事務局長 2011年4月 アムス・インターナショナル株式会社非常勤 参与 2011年10月 さいたま家庭裁判所家事調停委員 2012年12月 当社 監査役(現任) 現在に至る	2,300株
■監査役候補者とした理由 佐藤 隆氏を監査役候補者とした理由は、検察庁に長年の間奉職された豊富な経験と見識に基づき、当社取締役の業務が法令や定款に反していないか等に関し、当社監査役として、当社経営に対し有益なご意見やご指摘をいただけると期待したからであります。			
2	サ ノ ヨウジ 佐 野 洋 二 (1949年12月15日生) 《再任候補者》 社外監査役候補者	1972年10月 司法試験合格 1973年4月 司法修習生 1975年4月 東京弁護士会登録 黒田法律事務所勤務 1978年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社勤務 1980年4月 佐野法律事務所（現MO S 合同法律事務所） 開業（現任） 2016年12月 当社 監査役（現任） 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社西銀座デパート 社外監査役	一 株
■社外監査役候補者とした理由 佐野 洋二氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と実績を持つこと、及び一般の会社に勤務した経験もある事から、特に実際の企業活動に即した観点よりコンプライアンス及びガバナンス面において当社経営に有益なご意見やご指摘をいただけることを期待したからであります。 また、一般株主との利益相反の恐れはなく、独立役員の属性に適しており、一般株主の保護に資するとの考えから、当社は、同氏を独立役員として届け出ており、引き続き独立役員とする予定であります。			

番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位	所有する当社の株式の数
3	タカハシ アキオ 高橋 昭夫 (1953年8月6日生) 《新任候補者》 社外監査役候補者	1973年 6 月 東京国税局 入局 1996年12月 税理士資格取得 2001年 7 月 東京国税局 査察部 総括主査 2007年 7 月 札幌国税局 調査・査察部 統括国税査察官 2014年 8 月 税理士登録 高橋昭夫税理士事務所開業(現任) 現在に至る	一 株
	■社外監査役候補者とした理由 高橋 昭夫氏を社外監査役候補者とした理由は、税理士として豊富な経験と実績を持つこと、及び長年の間東京国税局に奉職した経験もあることから、特に当社会計の妥当性等に関し、社外監査役としてまた、専門家としての見地により、当社経営に有益なご意見やご指摘をいただけることを期待したからであります。 また、同氏は、一般株主との利益相反の恐れはなく、独立役員の属性に適しており、一般株主の保護に資するとの考えから、当社は、同氏を独立役員とする予定であります。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者佐野 洋二、高橋 昭夫の両候補者は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役佐野 洋二氏の監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社は、佐野 洋二氏と会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。当社は、本議案において各氏が選任され就任した場合、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、本議案において高橋 昭夫氏が選任され就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約の締結を予定しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

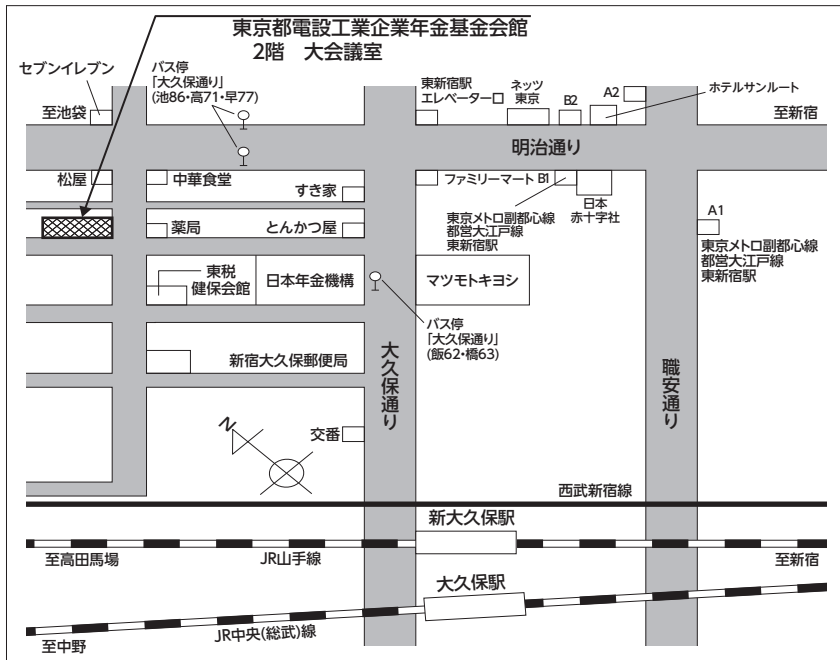
以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区大久保二丁目8番3号

東京都電設工業企業年金基金会館 2階 大会議室



交通

- J R 山手線「新大久保駅」下車、徒歩10分
都営大江戸線「東新宿駅」下車、徒歩10分（A1・A2）
東京メトロ副都心線「東新宿駅」下車、徒歩5分（B1・B2・エレベーター）
※A・Bは地下で通じております。
- 都バス：池86（渋谷駅東口⇄池袋駅東口）大久保通り下車、徒歩1分
早77（新宿駅西口⇄早稲田）大久保通り下車、徒歩1分
高71（高田馬場⇄九段下）大久保通り下車、徒歩1分

**UD
FONT**

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。